



熊本県公報

第 1 2 6 0 6 号
平成 29 年 3 月 24 日(金)
(毎週 火・金発行)

目 次

告 示

- 指定居宅サービス事業の指定…………… (高齢者支援課) 1
- 指定介護予防サービス事業の指定…………… (“) 1
- 指定居宅介護支援事業の指定…………… (“) 2
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく事業者の指定…………… (障がい者支援課) 2
- 都市計画事業の事業計画の変更認可…………… (都市計画課) 2
- 都市計画事業の事業計画の変更認可…………… (“) 2
- 都市計画事業の事業計画の変更認可…………… (“) 2
- 都市計画事業の認可…………… (“) 3
- 喀痰吸引等業務に関する登録特定行為事業者の登録…………… (高齢者支援課) 3
- 熊本県工事等請負・委託契約に係る指名停止等の措置要領の一部を改正する要領…………… (監理課) 3
- 熊本県物品購入等及び業務委託等契約に係る指名停止等の措置要領の一部を改正する要領…………… (管理調達課) 5
- 道路の供用開始…………… (道路保全課) 6
- 道路の供用開始…………… (“) 7
- 公 告**
- 都市計画法による開発行為に関する工事の完了…………… (建築課) 7
- 道路の位置指定…………… (“) 7
- 肥料登録有効期間更新…………… (農業技術課) 7
- 農用地利用配分計画の認可…………… (農地・担い手支援課) 8
- 農用地利用配分計画の認可…………… (“) 8
- 農用地利用配分計画の認可…………… (“) 8
- 県営土地改良事業計画の決定…………… (農村計画課) 9
- 登 載 依 頼**
- 熊本県立青少年の家の指定管理者の指定…………… (社会教育課) 9
- 熊本県警察本部が所管する施設で使用する電気に係る一般競争入札による落札者の決定…………… (警察本部会計課) 9

告 示

熊本県告示第 2 6 3 号
介護保険法（平成 9 年法律第 1 2 3 号）第 4 1 条第 1 項本文の規定により指定居宅サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第 7 8 条の規定により公示する。
平成 2 9 年 3 月 2 4 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
合同会社 See d leaf	訪問看護ステーションひとつなぎ	八代市千丁町新 牟田 1 4 0 2 - 3	平成 2 9 年 4 月 1 日	訪問看護

熊本県告示第 2 6 4 号
介護保険法（平成 9 年法律第 1 2 3 号）第 5 3 条第 1 項本文の規定により指定介護予防サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第 1 1 5 条の 1 0 の規定により公示する。
平成 2 9 年 3 月 2 4 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
------------	--------	---------	-------	---------

合同会社 See d leaf	訪問看護ステーションひとつなぎ	八代市千丁町新 牟田 1 4 0 2 - 3	平成 2 9 年 4 月 1 日	介護予防訪問 看護
--------------------	-----------------	------------------------------	---------------------	--------------

熊本県告示第 2 6 5 号

介護保険法（平成 9 年法律第 1 2 3 号）第 4 6 条第 1 項の規定により指定居宅介護支援事業者として次のとおり指定したので、同法第 8 5 条の規定により公示する。
平成 2 9 年 3 月 2 4 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
合同会社居宅介護支援事業所鏡	居宅介護支援事業所 鏡	八代市鏡町貝洲 1 1 5 0 番地 1	平成 2 9 年 4 月 1 日	居宅介護支援

熊本県告示第 2 6 6 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 1 7 年法律第 1 2 3 号）第 2 9 条第 1 項の規定により指定障害福祉サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第 5 1 条の規定により公示する。
平成 2 9 年 3 月 2 4 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	サービスの種類	指定年月日
スキップあしきた 葦北郡芦北町花岡字川原 1 6 7 5 - 2 7	一般社団法人 就労支援協会 八代市鏡町内田 2 3 9 岩崎 尋和	就労継続支援 A 型	平成 2 9 年 3 月 1 4 日

熊本県告示第 2 6 7 号

都市計画法（昭和 4 3 年法律第 1 0 0 号）第 6 3 条第 1 項の規定により都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第 2 項において準用する同法第 6 2 条第 1 項の規定により次のとおり告示する。
平成 2 9 年 3 月 2 4 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 施行者の名称 熊本市
- 2 都市計画事業の種類及び名称 熊本都市計画道路事業 3・4・6 7 号花園池亀線及び 3・3・1 4 号野口清水線
- 3 事業施行期間 平成 1 9 年 1 月 1 2 日から平成 3 3 年 3 月 3 1 日まで
- 4 事業地 収用の部分 変更なし
使用の部分 変更なし

熊本県告示第 2 6 8 号

都市計画法（昭和 4 3 年法律第 1 0 0 号）第 6 3 条第 1 項の規定により都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第 2 項において準用する同法第 6 2 条第 1 項の規定により次のとおり告示する。
平成 2 9 年 3 月 2 4 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 施行者の名称 熊本市
- 2 都市計画事業の種類及び名称 熊本都市計画道路事業 3・4・6 7 号花園池亀線
- 3 事業施行期間 平成 2 3 年 3 月 2 2 日から平成 3 5 年 3 月 3 1 日まで
- 4 事業地 収用の部分 変更なし
使用の部分 変更なし

熊本県告示第 2 6 9 号

都市計画法（昭和 4 3 年法律第 1 0 0 号）第 6 3 条第 1 項の規定により都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第 2 項において準用する同法第 6 2 条第 1 項の規定により次のとおり告示する。
平成 2 9 年 3 月 2 4 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 施行者の名称 熊本市
- 2 都市計画事業の種類及び名称 熊本都市計画道路事業3・3・9号池田町花園線及び3・3・14号野口清水線
- 3 事業施行期間 平成23年3月22日から平成33年3月31日まで
- 4 事業地 収用の部分 変更なし
使用の部分 変更なし

熊本県告示第270号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第59条第1項の規定により都市計画事業を認可したので、同法第62条第1項の規定により次のとおり告示する。
平成29年3月24日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 施行者の名称 熊本市
- 2 都市計画事業の種類及び名称 熊本都市計画道路事業3・5・88号パイン通り線及び3・5・85号東阿高今線
- 3 事業施行期間 平成29年3月24日から平成34年3月31日まで
- 4 事業地 収用の部分 熊本県熊本市南區城南町宮地及び限庄地内
使用の部分 なし

熊本県告示第271号

社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）附則第20条第1項の規定により登録特定行為事業者の登録を行ったので、同条第2項において準用する同法第48条の8の規定により次のとおり公示する。
平成29年3月24日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業者の名称及び住所	事業所の名称及び所在地	登録番号	登録年月日	サービスの種類
社会福祉法人御薬園 球磨郡水上村大字岩野2658番地1	地域密着型特別養護老人ホーム桜なみき 球磨郡水上村大字岩野2649番地1	431100306	平成29年3月14日	地域密着型介護老人福祉施設

熊本県告示第272号

熊本県工事等請負・委託契約に係る指名停止等の措置要領の一部を改正する要領を次のように定める。
平成29年3月24日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県工事等請負・委託契約に係る指名停止等の措置要領の一部を改正する要領（平成5年熊本県告示第243号）の一部を次のように改正する。
第4条第2項第2号中「又は第2号及び第3号」を「から第3号まで又は第4号から第8号まで」に改め、同条第3項中「第2号」を「第4号」に、「第3号」を「第6号」に改める。
第5条第1号中「県工事等」を削り、「第2号」を「第4号」に、「第3号」を「第6号」に改め、同条第2号中「別表第2第2号」を「別表第2第4号又は第5号」に、「第2号」を「それぞれ当該各号」に改め、同条第3号中「別表第2第3号」を「別表第2第6号、第7号又は第8号」に、「第3号」を「それぞれ当該各号」に改める。

別表第2を次のように改める。
別表第2 贈賄及び不正行為等に基づく措置基準

措 置 要 件	期 間
(贈賄) 1 有資格業者である法人の役員若しくは使用人又は有資格業者である個人若しくはその使用人が熊本県の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。 2 次のいずれかに該当する者が県内の他の公共機関の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕さ	逮捕又は公訴を知った日から12か月以上24か月以内 逮捕又は公訴を知った日から

れ、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。

- (1) 代表役員等
- (2) 一般役員等
- (3) 有資格業者の使用人で(2)に掲げる者以外のもの(以下「使用人」という。)

3 次のいずれかに該当する者が県外の他の公共機関の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。

- (1) 代表役員等
- (2) 一般役員等
- (3) 使用人

(独占禁止法違反行為)

4 県工事等に関し、独占禁止法第 3 条又は第 8 条第 1 項第 1 号に違反し、県工事等の契約の相手方として不相当であると認められるとき。

5 次に掲げる区分に応じ、業務に関し独占禁止法第 3 条又は第 8 条第 1 項第 1 号に違反し、県工事等の契約の相手方として不相当であると認められるとき(前号に掲げる場合を除く。)

- (1) 県内における業務に関する違反行為
- (2) (1)以外の業務に関する違反行為

(競売入札妨害又は談合)

6 有資格業者である法人の役員若しくは使用人又は有資格業者である個人若しくはその使用人が県工事等に関し、競売入札妨害又は談合により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。

7 次のいずれかに該当する者が県内の業務に関し、競売入札妨害又は談合により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき(前号に掲げる場合を除く。)

- (1) 代表役員等
- (2) 一般役員等
- (3) 使用人

8 次のいずれかに該当する者が県外の業務に関し、競売入札妨害又は談合により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。

- (1) 代表役員等
- (2) 一般役員等
- (3) 使用人

(建設業法違反行為)

9 建設業法(昭和 24 年法律第 100 号)の規定に違反し、県工事等の契約の相手方として不相当であると認められるとき(次号に掲げる場合を除く。)

10 県工事等に関し、建設業法の規定に違反し、県工事等の契約の相手方として不相当であると認められるとき。

(不正又は不誠実な行為)

11 別表第 1 及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、県工事等の契約の相手方として不相当であると認められるとき。

1 2 か月以上 2 4 か月以内
 9 か月以上 1 8 か月以内
 6 か月以上 1 2 か月以内

逮捕又は公訴を知った日から

6 か月以上 1 2 か月以内
 4 か月以上 8 か月以内
 2 か月以上 4 か月以内

当該認定をした日から 1 2 か月以上 2 4 か月以内

当該認定をした日から

1 2 か月以上 2 4 か月以内
 6 か月以上 1 2 か月以内

逮捕又は公訴を知った日から 1 2 か月以上 2 4 か月以内

逮捕又は公訴を知った日から

1 2 か月以上 2 4 か月以内
 9 か月以上 1 8 か月以内
 6 か月以上 1 2 か月以内

逮捕又は公訴を知った日から

6 か月以上 1 2 か月以内
 4 か月以上 8 か月以内
 2 か月以上 4 か月以内

当該認定をした日から 1 か月以上 9 か月以内

当該認定をした日から 2 か月以上 9 か月以内

当該認定をした日から 1 か月以上 9 か月以内

1 2 別表第 1 及び前各号に掲げる場合のほか、代表役員等が禁こ以上の刑に当たる犯罪の容疑により公訴を提起され、又は禁こ以上の刑若しくは刑法（明治 4 0 年法律第 4 5 号）の規定により罰金刑を宣告され、県工事等の契約の相手方として不適当であると認められるとき。

当該認定をした日から 1 か月以上 9 か月以内

附 則

この要領は、平成 2 9 年 4 月 1 日から施行する。

熊本県告示第 2 7 3 号

熊本県物品購入等及び業務委託等契約に係る指名停止等の措置要領の一部を改正する要領を次のように定める。

平成 2 9 年 3 月 2 4 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県物品購入等及び業務委託等契約に係る指名停止等の措置要領の一部を改正する要領

熊本県物品購入等及び業務委託等契約に係る指名停止等の措置要領（平成 1 4 年熊本県告示第 8 1 1 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 2 項第 2 号中「第 3 号」を「第 8 号」に改め、同条第 3 項中「別表第 2 第 2 号及び第 3 号」を「別表第 2 第 4 号及び第 6 号」に改める。

第 4 条第 1 号中「別表第 2 第 2 号及び第 3 号」を「別表第 2 第 4 号又は第 6 号」に改め、同条第 2 号中「別表第 2 第 2 号」を「別表第 2 第 4 号又は第 5 号」に、「当該第 2 号」を

「それぞれ当該各号」に改め、同条第 3 号中「別表第 2 第 3 号」を「別表第 2 第 6 号、第 7 号又は第 8 号」に、「当該第 3 号」を「それぞれ当該各号」に改める。

第 5 条第 1 項中「前条第 5 項」を「第 3 条第 5 項」に改める。

第 8 条第 1 項中「別表第 2 第 4 号」を「別表第 2 第 9 号」に、「ものとする」を「ことができる」に改める。

第 9 条第 1 項及び第 3 項中「別表第 2 第 4 号」を「別表第 2 第 9 号」に改める。

第 1 7 条を第 1 8 条とし、第 1 2 条から第 1 6 条までを 1 条ずつ繰り下げ、第 1 1 条の次に次の 1 条を加える。

（下請等の禁止）
第 1 2 条 契約担当者は、指名停止の期間中の有資格業者又は発注停止の期間中の入札参加資格を有しない者が、物品及び業務委託等契約の全部又は一部を下請けし、又は受託することを承認してはならない。

別表第 2 を次のように改める。
別表第 2 贈賄及び不正行為等に基づく措置基準

措 置 要 件	期 間
(贈賄)	
1 有資格業者である法人の役員若しくは使用人又は有資格業者である個人若しくはその使用人が熊本県の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。	逮捕又は公訴を知った日から 1 2 か月以上 2 4 か月以内
2 次に掲げる者が県内の他の公共機関の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。 (1) 代表役員等 (2) 一般役員等 (3) 有資格業者の使用人で(2)に掲げる者以外のもの（以下「使用人」という。）	逮捕又は公訴を知った日から 1 2 か月以上 2 4 か月以内 9 か月以上 1 8 か月以内 6 か月以上 1 2 か月以内
3 次に掲げる者が県外の他の公共機関の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。 (1) 代表役員等 (2) 一般役員等 (3) 使用人	逮捕又は公訴を知った日から 6 か月以上 1 2 か月以内 4 か月以上 8 か月以内 2 か月以上 4 か月以内
(独占禁止法違反行為)	
4 物品及び業務委託等契約に関し、独占禁止法第 3 条又は第 8 条第 1 号に違反し、物品及び業務委託等	当該認定をした日から 1 2 か月以上 2 4 か月以内

<p>5 契約の相手方として不適當であると認められるとき。 次に掲げる業務に関し、独占禁止法第 3 条又は第 8 条第 1 号に違反し、物品及び業務委託等契約の相手方として不適當であると認められるとき（前号に掲げる場合を除く。）</p>	<p>当該認定をした日から</p>
<p>(1) 県内における業務 (2) (1) の業務以外の業務 (競売入札妨害又は談合)</p>	<p>1 2 か月以上 2 4 か月以内 6 か月以上 1 2 か月以内</p>
<p>6 有資格業者である法人の役員若しくは使用人又は有資格業者である個人若しくはその使用人が物品及び業務委託等契約に関し、競売入札妨害又は談合により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p>	<p>逮捕又は公訴を知った日から 1 2 か月以上 2 4 か月以内</p>
<p>7 次に掲げる者が県内の業務に関し、競売入札妨害又は談合により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき（前号に掲げる場合を除く。）。</p>	<p>逮捕又は公訴を知った日から</p>
<p>(1) 代表役員等 (2) 一般役員等 (3) 使用人</p>	<p>1 2 か月以上 2 4 か月以内 9 か月以上 1 8 か月以内 6 か月以上 1 2 か月以内</p>
<p>8 次に掲げる者が県外の業務に関し、競売入札妨害又は談合により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p>	<p>逮捕又は公訴を知った日から</p>
<p>(1) 代表役員等 (2) 一般役員等 (3) 使用人 (不正又は不誠実な行為)</p>	<p>6 か月以上 1 2 か月以内 4 か月以上 8 か月以内 2 か月以上 4 か月以内</p>
<p>9 別表第 1 及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、物品及び業務委託等契約の相手方として不適當であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 1 か月以上 9 か月以内</p>
<p>1 0 別表第 1 及び前各号に掲げる場合のほか、代表役員等が禁錮以上の刑に当たる犯罪の容疑により公訴を提起され、又は禁錮以上の刑若しくは刑法（明治 4 0 年法律第 4 5 号）の規定により罰金刑を宣告され、物品及び業務委託等契約の相手方として不適當であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 1 か月以上 9 か月以内</p>

様式第 4 号中「第 1 6 条関係」を「第 1 7 条関係」に改める。

附 則

この要領は、平成 2 9 年 4 月 1 日から施行する。

熊本県告示第 2 7 4 号

道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 1 8 条第 2 項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成 2 9 年 3 月 2 4 日から 6 0 日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成 2 9 年 3 月 2 4 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長 (メートル)	備 考
主要地方道	水俣田浦線	葦北郡津奈木町大字福浜字岬 2 5 1 3 番 1 0 地先から 葦北郡津奈木町大字福浜字尾上 2 1 7 8 番 1 地先まで	133.3	広域連携 改築

		葦北郡津奈木町大字福浜字岬 2513番3地先から 同所 2507番3地先まで	33.3	
--	--	---	------	--

2 供用を開始する期日 平成29年3月24日

熊本県告示第275号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成29年3月24日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成29年3月24日

熊本県知事 蒲島郁夫

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長 (メートル)	備考
一般県道	阿蘇吉田線	阿蘇市赤水 1929番地先から 同所 1929番地先まで	491.6	災害復旧 工事に伴 う車線の 暫定切替

2 供用を開始する期日 平成29年3月24日

公 告

熊本県公告第157号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。

平成29年3月24日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
玉名市田崎字檜山446番、同451番、同452番、同454番1、同455番1、同458番1、同458番3、同459番、同460番1、同460番2、同461番1、同462番2、同464番3、同466番1、同467番1及び同458番54、719.88平方メートル
- 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）
菊池郡大津町大字引水789番地1
株式会社中九州クボタ

熊本県公告第158号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置の指定を次のとおり行った。

平成29年3月24日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 築造者の住所 菊池郡大津町大字室595
- 築造者の氏名 大塚洋治
- 道路の位置 菊池郡大津町大字室字新田259番7、同259番8及び水路の一部
- 道路の幅員 6.02メートル
- 道路の延長 71.40メートル
- 指定年月日 平成29年3月9日
- 指定番号 熊本県指令北景建二第225号

熊本県公告第159号

肥料取締法（昭和25年法律第127号）第12条第2項の規定に基づき、次の肥料の登録有効期間を更新したので、同法第16条第1項の規定に基づき公告する。

平成29年3月24日

熊本県知事 蒲島郁夫

登録番号	肥料の 種類	肥料の 名称	保証成分量 (%)	その他の 規格	生産業者の氏名 又は名称及び住	有効期限

熊本県肥 第 1 2 5 4 号	炭酸カ ルシウ ム肥料	2 0 . 0 粒状 炭酸苦 土石灰	アルカリ分 : 5 5 . 0 可溶性苦土 : 2 0 . 0	含有を許される 有害成分の最大 量及びその他の 制限事項は、公 定規格のとおり	所 安田石灰工業株 式会社 熊本県八代市花 園町 9 番地 1 4	平成 3 5 年 3 月 2 6 日
------------------------	-------------------	-----------------------------	--	---	---	-----------------------

熊本県公告第 1 6 0 号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 2 5 年法律第 1 0 1 号）第 1 8 条第 1 項の規定により次のとおり農用地利用配分計画を認可したので、同条第 5 項の規定により公告する。

平成 2 9 年 3 月 2 4 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住 所	
宮本 真次	宇土市城塚町	宇土市笹原町字上新開 7 4 番 1
池田 翔平	八代市鏡町鏡村	八代市鏡町有佐字高下 2 8 8 番ほか 1 筆
杉本 禅	八代市千丁町古閑出	八代市千丁町古閑出字式六番割 1 3 6 2 番 1 ほか 1 筆
株式会社たかき	八代市鏡町貝洲	八代市昭和日進町字日進 1 0 2 番 1 ほか 3 筆
株式会社たかき	八代市鏡町貝洲	八代市千丁町太牟田字淵前 3 1 4 番ほか 6 筆
岡部 誠喜	天草市本町新休	天草市本町新休字川添 3 4 8 番ほか 1 筆
錦戸 俊春	天草郡苓北町志岐	天草郡苓北町都呂々字小松川内 1 8 8 0 番

2 認可年月日

平成 2 9 年 3 月 1 7 日

熊本県公告第 1 6 1 号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 2 5 年法律第 1 0 1 号）第 1 8 条第 1 項の規定により次のとおり農用地利用配分計画を認可したので、同条第 5 項の規定により公告する。

平成 2 9 年 3 月 2 4 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住 所	
米田 幸廣	上益城郡御船町田代	上益城郡御船町大字田代字吉無田 8 4 0 5 番 3 2 7
岩代 一宏	阿蘇郡南阿蘇村中松	阿蘇郡南阿蘇村大字中松字二本木前 8 7 番 1
農事組合法人南阿蘇くぎの	阿蘇郡南阿蘇村河陰	阿蘇郡南阿蘇村大字河陰字柿野出口 4 6 5 4 番
農事組合法人エコロジックファーマー	上天草市松島町教良木	上天草市松島町教良木字田ノ平 3 5 7 6 番 2 ほか 5 筆

2 認可年月日

平成 2 9 年 3 月 1 7 日

熊本県公告第 1 6 2 号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 2 5 年法律第 1 0 1 号）第 1 8 条第 1 項の規定により次のとおり農用地利用配分計画を認可したので、同条第 5 項の規定により公告

する。

平成29年3月24日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住 所	
東 丈夫	上益城郡甲佐町田口	上益城郡甲佐町大字田口字古川2312番ほか3筆

2 認可年月日

平成29年3月17日

熊本県公告第163号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定に基づき、県営山の坊地区土地改良事業（農用地の保全）の計画を定めたので、同条第5項の規定により公告し、土地改良事業計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。

この土地改良事業計画につき不服のあるものは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に審査請求をすることができる。

平成29年3月24日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 縦覧に供する書類の名称

県営山の坊地区土地改良事業（農用地の保全）計画書の写し

2 縦覧期間

平成29年3月27日から平成29年4月21日まで

3 縦覧場所

美里町役場

登載依頼

熊本県教育委員会告示第2号

熊本県立青少年の家条例（平成9年熊本県条例第42号）第10条第1項の規定により熊本県立天草青年の家、熊本県立菊池少年自然の家、熊本県立豊野少年自然の家及び熊本県立あしきた青少年の家の指定管理者を指定したので、熊本県公の施設の指定管理者の指定の手續に関する条例（平成16年熊本県条例第44号）第7条第1項の規定により次のとおり告示する。

平成29年3月24日

熊本県教育長 宮尾 千加子

施設の名称	指 定 管 理 者		指定の期間
	所 在 地	名称及び代表者	
熊本県立天草青年の家、熊本県立菊池少年自然の家、熊本県立豊野少年自然の家及び熊本県立あしきた青少年の家	熊本市中央区帯山三丁目8番46号	ひとづくりくまもとネット・三勢共同体 代表者 特定非営利活動法人ひとづくりくまもとネット 理事長 中川保敬	平成29年4月1日から平成34年3月31日まで

熊本県警察本部公告第15号

特定調達契約につき一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第11条及び熊本県物品等又は特定役務の調達手続に関する規則（平成7年熊本県規則第51号）第11条の規定により、次のとおり公告する。

平成29年3月24日

熊本県警察本部長 後 藤 和 宏

1 落札又は随意契約に係る物品等又は特定役務の名称及び数量

- (1) 調達物品名
熊本県警察本部が所管する施設で使用する電気
- (2) 予定数量

- 1 3, 807, 294 kWh (2年間)
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
熊本県警察本部警務部会計課施設管理室管財・管理係
- 3 落札者又は随意契約の相手方を決定した日
平成29年2月21日
- 4 落札者又は随意契約の相手方の氏名及び住所
東京都中央区日本橋二丁目7番1号
丸紅新電力株式会社
代表取締役 西山 大輔
- 5 落札金額又は随意契約に係る契約金額
221, 931, 588円 (うち消費税及び地方消費税16, 439, 376円)
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 一般競争入札又は指名競争入札によることとした場合には、特例政令第6条に規定する
る公告又は特例政令第7条の規定による公示を行った日
平成29年1月10日